

議案第1号

守谷市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

守谷市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成3年守谷町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「著しい障害」を「著しい障がい」に改める。

第9条中「障害が」を「障がいが」に、「住民」を「市民」に、「障害者」を「障がい者」に改める。

第10条中「障害者」を「障がい者」に改める。

附則第4項中「第14条第7項」を「第14条第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年 2 月 25 日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
1号	1

提案理由（議案第1号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正に伴い当該政令の引用条項を改正するとともに所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>第2条から第8条まで（略）</p> <p>（災害障害見舞金の支給）</p> <p>第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その病状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該市民（以下「障がい者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。</p> <p>（災害障害見舞金の額）</p> <p>第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>第2条から第8条まで（略）</p> <p>（災害障害見舞金の支給）</p> <p>第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その病状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。</p> <p>（災害障害見舞金の額）</p> <p>第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額</p>

議案	1号
頁数	2

は、当該障がい者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

第11条から第16条まで (略)

附 則

1から3まで (略)

4 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第8項の規定によるものとする。

は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

第11条から第16条まで (略)

附 則

1から3まで (略)

4 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。